

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年九月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百十七号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。
第七十三条第一項第一号中「普通法人」の下に、「法別表第二に掲げる労働者協同組合」を加え、同項第三号中「法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに財務省令で定める法人」を「前二号に掲げるもの」に改める。
第七十七条の二第一項第一号中「普通法人」の下に、「法別表第二に掲げる労働者協同組合」を加える。

附則

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

財務大臣臨時代理 寺田 稔
内閣総理大臣 岸田 文雄

省 令

○財務省令第四十八号

法人税法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百十七号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十九日

財務大臣臨時代理 寺田 稔

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。
第二十二條の四中「及び第三号」を削る。

別表一の記載要領第九号(1)中「掲げる法人」の次に「のうち同条第二項の規定の適用を受けるもの」を加える。

附則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

告 示

○金融庁告示第五十四号

中国財務局長が、保険業法（平成七年法律第五号）第二百七十二條の二十六第一項第三号及び第四号の規定により、令和四年九月十五日、ユアサイド少額短期保険株式会社に対し、令和四年九月十六日から令和五年三月十五日までの間（ただし、経営管理態勢の抜本的な見直しを図られ、その状況が業務改善命令（令和四年九月十五日付）に基づく報告により確認される場合には、それまでの間、業務の一部の停止を命じたので、同法第二百七十四條第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年九月二十九日

金融庁長官 中島 淳一

業務の一部の停止の範囲
少額短期保険業に係る業務のうち新契約の募集及び締結並びに契約更新に係る業務（当局が保険契約者等の保護の観点から必要とされる業務として個別に認めたものを除く。）

○法務省告示第八十一号

沖縄県八重山郡竹富町役場保存の次の除籍が滅失した。

令和四年九月二十九日

法務大臣 葉梨 康弘

沖縄県八重山郡竹富村字竹富四百六十九番地

眞玉橋長智

○厚生労働省告示第三百号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年九月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。	健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。	健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。	健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	群馬県	館林市の区域
(略)	(略)	(略)	(略)
福岡県	北九州市門司区、若松区及び戸畑区、飯塚市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、田川郡香春町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町並びに築上郡吉富町の区域	福岡県	北九州市門司区、若松区及び戸畑区、飯塚市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、古賀市、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、田川郡香春町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町並びに築上郡吉富町の区域
(略)	(略)	(略)	(略)